

## 公告

地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程第6条第1項の規定により、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年12月9日

地方独立行政法人長野県立病院機構  
長野県立こころの医療センター駒ヶ根院長 埴原秋児

### 1 入札に付する事項

#### (1) 調達をする役務

長野県立こころの医療センター駒ヶ根 基準寝具賃貸借・リネン管理業務委託

#### (2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

#### (3) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

#### (4) 履行場所

駒ヶ根市下平 2901

長野県立こころの医療センター駒ヶ根

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構契約事務規程（以下「契約事務規程」という。）第4条第1項に定める当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 契約事務規程第4条第3項及び第4項各号の規定により競争入札に参加させないとした者でないこと。
- (3) 契約の履行に当たり、(2)に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
- (5) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
  - (7) 過去 3 年以内に 129 床以上の病院において、1 年間継続業務を 1 回として 2 回以上、基準寝具賃貸借及びリネン管理業務を元請として契約し、契約業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
  - (8) 長野県内に本社又は支店・営業所等を有する者であること。
  - (9) 一般社団法人日本病院寝具協会の会員であり、業務の遂行が困難になった場合の代行保証が確認できる者であること。
  - (10) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付期間  
令和 6 年 12 月 9 日（月）から令和 6 年 12 月 13 日（金）までの毎日午前 8 時 30 分  
から午後 5 時まで
- 4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先  
駒ヶ根市下平 2901  
長野県立こころの医療センター駒ヶ根 事務部 経営企画課  
電話 0265 (83) 3181 内線 313
- 5 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和 7 年 1 月 10 日（金） 午前 11 時 00 分  
イ 場所 長野県立こころの医療センター駒ヶ根 2 階大会議室
  - (3) 郵送による入札の可否  
郵送による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札書に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 6 年 12 月 16 日（月）午後 5 時までに上記 4 の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
地方独立行政法人長野県立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第 44 条第 1 項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 8 条第 1 項各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
会計規程第 45 条第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、契約事務規程第 7 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合又は契約事務規程第 31 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
契約事務規程第 11 条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

- (1) この契約を締結した後、当該契約に係る法人の予算が承認されなかった場合、この契約が解除されることがあります。これにより、落札者に損害が生じたときは、落札者はその賠償を請求することができます。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。